（様式１）　　北広教総第４５１号

令和　８年　３月１２日

文部科学大臣　殿

北広島市長　上 野　正 三

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第１２条第４項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

１．施設整備計画の名称

北広島市公立学校等施設整備計画

２．計画期間

令和７年度～（１年間）

（担当）
北広島市教育委員会教育部教育総務課
住所：北海道北広島市中央４丁目２番地１
電話：011－372－3311（内線4812）

（様式2）

3. 施設整備計画の目標

（1） 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

（2） 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

東部小学校、北の台小学校、大曲東小学校については空調設置事業を行う。

（3） 教室不足の解消等を図る整備

（4） 教育環境の質的な向上を図る整備

（5） 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		9 校
中学校		7 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	12 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年3月25日
国土強靱化地域計画※2	有	令和3年1月18日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。
なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間経過後に達成状況を本市のホームページ等で公表する。

（様式3）

6．施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項（学校ごと）

学校等の名称	目標	整備方針				事業全体の整備面積等【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費【負担金事業を含む】		事業実施年度（予定）	備考
		事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間（契約～完成）	（㎡、箇所等）	うち、補助対象面積等	（千円）	うち、対象内実工事費（千円）		
東部小学校	(2)	大規模改造（空調）	校	－	R8.3～R8.3	1,129	1,129	70,000	70,000	令和7年度	
北の台小学校	(2)	大規模改造（空調）	校	－	R8.3～R8.3	1,016	1,016	70,000	70,000	令和7年度	
大曲東小学校	(2)	大規模改造（空調）	校	－	R8.3～R8.3	1,221	1,221	70,000	70,000	令和7年度	
計								210,000	210,000		
（参考）負担金事業											